

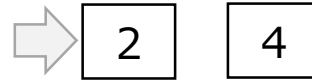
業務改善命令を受けた対応状況

2024年4月

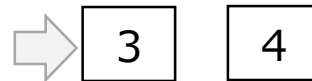
関西電力株式会社

○ 当社は、以下のとおり、電気事業法に基づく経済産業大臣からの業務改善命令を受領しております。

1. 特別高圧電力および高圧電力の取引における独占禁止法違反行為に係る業務改善命令（2023年7月14日）を受けた対応



2. 新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等に係る業務改善命令（2023年4月17日）を受けた対応



3. 当社の役職員が、福井県高浜町の元助役から多額の金品を受領していたこと等に関する業務改善命令（2020年3月29日）を受けた業務改善計画の実行状況



1. 特別高圧電力および高圧電力の取引における独占禁止法違反行為に係る業務改善命令（2023年7月14日）を受けた対応

当社は、特別高圧電力および高圧電力の取引に関し、公正取引委員会から、不当な取引制限を禁止する独占禁止法第3条に違反する行為があったと認定されました（2023年3月30日）。なお、当社は、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれも受けておりません。

本件事案については、お客さまや株主・投資家のみなさまをはじめ関係者の皆さまに、多大なご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、電気事業法に基づく、本件事案に関する業務改善命令（2023年7月14日）に対し、再発防止に向けた業務改善計画を策定し、経済産業大臣に報告しました（2023年8月10日）。

今後、二度とこのような事態を起こさないよう、再発防止策を徹底するとともに、コンプライアンスを重視する組織風土の醸成に取り組むことで、社会の皆さまからの信頼回復に、全力を尽くしてまいります。

なお、本件にかかる業務改善計画の概要については、4頁に取りまとめております。

2. 新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等に係る業務改善命令（2023年4月17日）を受けた対応

当社が他の小売電気事業者のお客さま情報を閲覧し活用していた問題、また、関西電力送配電株式会社がお客さま情報を漏洩させた問題につきましては、お客さま情報を不適切に取り扱い、小売電気事業者間の公正な競争を揺るがす事態を発生させたものであり、深くお詫び申し上げます。

当社は、電気事業法に基づく、本件事案に関する業務改善命令（2023年4月17日）に対し、再発防止に向けた業務改善計画を策定し、経済産業大臣に報告しました（2023年5月12日）。

業務改善計画に掲げた内部統制の強化や組織風土改革に全力で取り組むとともに、取締役会や監査委員会の関与強化により、外部の視点からも評価を行い、業務改善計画の取り組みを確実に推進していきます。

当社グループは、真にコンプライアンスを徹底できる企業グループへと再生できるよう、グループ一丸となって、全力で取り組んでまいります。

なお、本件にかかる業務改善計画の概要については、4頁に取りまとめております。

	新電力顧客情報の不適切な取扱いによる電気事業法違反等に係る業務改善計画 (2023年5月12日提出)	特別高圧電力および高圧電力の取引における独占禁止法違反行為に係る業務改善計画 (2023年8月10日提出)
個別の再発防止策 発生原因を踏まえた	○速やかに実施する措置 (ソリューション本部) <ul style="list-style-type: none"> 業務運用および情報システムの総点検 コンプライアンス研修と継続して研修を行う仕組みの整備 従業員の声を拾い上げるための対話活動の強化 業務の適切性を確保するためのチェック体制の強化 委託先への対応 	○速やかに実施する措置 (独占禁止法違反) <ul style="list-style-type: none"> 独占禁止法遵守のための社内規程等の整備 独占禁止法の理解促進及びコンプライアンス意識の再徹底のための教育・研修等の充実 独占禁止法違反防止のための支援体制の強化 監視機能の強化
	○託送情報に係る情報システムの物理的分割等	
共通の再発防止策 徹底する発生原因を踏まえた	○公正な競争の実現に向けたトップコミットメント (経営トップが、競争政策に関するパラダイムシフトへの認識を徹底して、独占禁止法や電気事業法の行為規制違反との決別等について、明確なコミットメントを発信する。)	
	○内部統制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 新設したコンプライアンス推進本部による強化 (法令遵守、内部統制の実効性向上、研修の充実、内部通報制度の強化・充実) 内部監査の強化 (職場コミュニケーション対象範囲の拡大、拠点監査の実施、モニタリング強化、経営監査室の体制強化・充実、外部知見を活用した監査品質の向上) 	
	○組織風土の改革 (社長を議長とする「組織風土改革会議」を新設し、全役員・全従業員が、職位や所属の垣根を越えて自身の思いや気付きを率直に語り合えるような組織風土を創り上げるとともに、一連の改革を統括し、推進する。)	
	○外部人材を活用した取組の実施状況及び実効性の検証 (一連の改革について、社外が過半を占める取締役会、監査委員会、コンプライアンス委員会による検証を実施)	

3. 当社の役職員が、福井県高浜町の元助役から多額の金品を受領していたこと等に関する 業務改善命令（2020年3月29日）を受けた対応

当社の役員等が社外の関係者から金品を受け取っていた問題等につきましては、お客さまや株主・投資家のみなさまをはじめ多くのお客さまに、多大なご迷惑をおかけし、信頼を大きく損なうこととなりましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、電気事業法に基づく、本件事案に関する業務改善命令（2020年3月29日）に対し、再発防止に向けた業務改善計画を策定し（2020年3月30日）、業務改善計画に基づく再発防止に向けた具体的施策の決定およびその実行状況を経済産業大臣に報告しました（2020年6月29日、10月13日、2021年3月2日、12月27日）。

今後も取組みを確実に実行するとともに、外部の客観的な視点を踏まえ実行状況を検証し、必要に応じて改善策を加えるなど、引き続き、新たな関西電力の創生に向け、全力で取り組んでまいります。

なお、業務改善計画の実行状況の詳細については、以下リンク先に取りまとめております。
(関西電力 関連サイト)

「再発防止に向けた業務改善計画について」

<<https://www.kepcoco.jp/kaizenkeikaku/index.html>>